平成２９年（フ）第２１０号
佐賀市巨勢町大字高尾178番地３
債務者　大島希代子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1386番地１　ローレルハイム103
債務者　楠　　千枝
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
大分市大字下宗方36番地の２
債務者　釘宮モト子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７７号
岩手県北上市和賀町岩崎２地割185番地
債務者　橘　　瑠美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１１４号
宮城県加美郡加美町字大門160番地２
債務者　佐々木康博
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
金沢市西金沢新町221番地　エスポアール西金沢202号
債務者　宮本　啓子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７５号
兵庫県豊岡市塩津町３番14号　市営塩津住宅３―303号室
債務者　矢島眞由美
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
山口県岩国市麻里布町６丁目13番８―606号
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第９３号
佐賀県多久市北多久町大字小侍725番地46
債務者　入江　　修
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
佐賀県唐津市和多田南先石５番25号
債務者　吉田　美加
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第８４号
佐賀県唐津市北波多岸山516番地４
債務者　谷河　涼子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４９９号
神奈川県秦野市三屋46番地の９
債務者　黒川　由美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５００号
神奈川県秦野市平沢732番地の12
債務者　池田有己夫
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０８号
神奈川県厚木市金田425番地１　オリーブコート203
債務者　新山　武史
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１２号
神奈川県秦野市羽根336番地の11
債務者　関野　翔太
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８８号
神戸市須磨区南落合２丁目２番503―703号
債務者　中本　晋介
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２４号
神戸市中央区花隈町20番４号　ヒロハイツ101、従前の住所愛知県小牧市大字西之島36番地１　レオパレス21　102号
債務者　中山　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部